資料8

小高区義務教育学校設置基本方針
（素案）

令和７年　月

南 相 馬 市 教 育 委 員 会

目 次

1　はじめに …… 1
2　小高小学校・小高中学校のこれまでの経過 …… 2
3　小中一貫教育の取組み
（１）小高小学校・小高中学校の小中一貫教育の取組み …… 4
（２）取組みの成果及び課題 …… 4
4　本市が目指す教育環境
（１）南相馬市第三次教育振興基本計画基本理念に基づく教育 …… 6
（２）南相馬市公立学校適正化計画に基づく教育環境 …… 6
（３）義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校について …… 6
（４）小高区義務教育学校設置における考え …… 8
5　小高小学校・小高中学校の現状
（１）小高小学校校舎等の施設の現状 …… 8
（２）小高中学校校舎等の施設の現状 …… １０
6　保護者意識調査の結果 ……
（１）最終回収結果 …… １２
（２）小高小学校・小高中学校の今後の方針について …… １３
（３）施設を一体化する際の校舎の位置について …… １４
（４）意識調査結果の内、その他（自由記載など）の結果について …… １５
7　今後の小高小学校・小高中学校のあり方
（１）再編校の学校種 …… １６
（２）再編校の位置 …… １６
（３）再編校の通学区域 …… １６
（４）目標開校年度 …… １６
（５）その他基本的事項 …… １６
（６）今後の進め方 …… １７
8　参考
（１）市内児童生徒数の推移・将来推計 …… １８
（２）小高区児童生徒数の推移・将来推計 …… １９
（３）小高小学校及び小高中学校の児童数の現状と将来推計 …… ２１

１　はじめに

南相馬市教育委員会では、地域の未来を創造する子どもたちのため、より良い教育環境を整えることを目指し、平成３０年１１月に「南相馬市公立学校適正化計画」（以下「適正化計画」という）を策定しました。その後、適正化計画に基づき令和 2 年 8 月には「小高区小中学校再編計画」を策定しました。この計画に基づき、小高区において合同運営されていた小高・福浦・金房・鳩原各小学校を令和 3 年 4 月から 1 校に再編するとともに、小高中学校と連携した施設分離型の小中一貫教育を導入しました。これに伴い、ふるさと「小高」の地域学習・体験活動や小高中学校の英語教員や音楽教員が小高小学校で授業を行うなど、小学校と中学校が連携することで、児童生徒にとって魅力ある教育環境の実現に努めてきました。

その後、令和５年１１月には、住民自治の中心的組織として地域住民を代表する小高区地域協議会より、「更に小中一貫したふるさと教育や特色ある教育を通して、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持てる人材を育てるためには、小学校課程から中学校課程までの９年間の義務教育を一貫して行うことができる義務教育学校の設置が有効であると考えることから、義務教育学校設置に向けた検討を進めること。（一部抜粋）」という意見書が市に提出されました。

これを受け、市教育委員会では、小高小学校・小高中学校の９年間を通じた学びを充実させ、学校の魅力や特色を高め、地域と子どもたちの未来を育むため、「小高小学校・小高中学校の施設の一体化」や「義務教育学校の設置」を含めた『これからの学校の姿』を検討し、教育環境を整備することで教育の質の更なる充実を図りたいと考えています。

今回、地域の代表者、小高小学校、小高中学校のＰＴＡ代表者、通学区域に居住する未就学児の保護者の代表者などで構成する「小高区義務教育学校設立検討準備協議会（以下、「検討準備協議会」という。）を設置し、今後の小高小学校・小高中学校のあり方の基本的な考え方などをご協議いただきました。そして、検討準備協議会における議論を踏まえ、小高小学校と小高中学校を施設一体型の義務教育学校の設立検討及び準備を円滑に進めるとともに、「小高小学校・小高中学校」の更なる小中一貫教育の推進、魅力ある教育環境づくりに資するため、適正化計画に基づく「小高区義務教育学校設置基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定するものです。

2　小高小学校・小高中学校のこれまでの経過

時　期	内　容
令和元年９月	小高区学校統合に関する意見書提出(小高区学校適正化検討協議会→市) 「小高区の４小学校の合同運営を解消し１校に統合すべき」
令和元年 11 月	小高区学校統合準備協議会及び専門部会設置 （行政区長、PTA、認定こども園保護者、学校評議員、学校長） 学校統合に向けた様々な検討及び準備を行う
令和２年５月	小高区学校統合準備協議会中間報告書提出（統合準備協議会→市） 令和３年４月時点では、施設分離型の小中一貫教育とした開設が現実的。施設一体型の小中一貫教育や義務教育学校の教育効果を慎重に分析し、施設一体化の実現性に加え、将来の小高区小中学校の目指すべき教育環境について今後も引き続き協議を進める。
令和２年８月	小高区小中学校再編計画策定（市教委） 小学校統合時は「施設分離型」として開設、小中一貫教育を行う。今後、「施設一体型」や「義務教育学校」を目指し、協議を続ける
令和３年３月	小高区学校統合準備協議会報告書提出（統合準備協議会→市） 小高小学校と小高中学校の立地的利点を生かした小中連携教育の検討を進めるとともに、施設併設型でも学校の教育活動における連携が図られることを望む。
令和３年４月	新　小高小学校開校　施設分離型で小高中学校と小中一貫教育を実施
令和５年８月	小高区地域協議会「小高区地域協議会委員提言に関する市の施策について意見交換」 <u>意見（委員から）</u> 「小高小学校及び小高中学校を義務教育学校として新たに設置し、９年間の義務教育期間を通して一貫した教育方針のもと、小高区に生まれた子どもたちに、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持って生きることのできる人材を育てる」 <u>今後の取組計画・方針（市から）</u> 「（略）今後の小高小中学校児童生徒数の推移を踏まえ、施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校の設置について検討していく」

令和５年 11 月	意見書の提出（小高区地域協議会→市） ●義務教育学校設置の検討について 小高区においては、令和３年４月に小高、金房、鳩原、福浦の４小学校が再編され、小学校・中学校が１校ずつとなり、現在、小高小学校と小高中学校では行事を通じた交流や教職員の兼務発令など、様々なかたちで相互の連携が行われているところです。 更に小中一貫したふるさと教育や特色ある教育を通して、ふるさとを愛し、 ふるさとに誇りを持てる人材を育てるためには、小学校課程から中学校課程までの９年間の義務教育を一貫して行うことができる義務教育学校の設置が有効であると考えることから、義務教育学校設置に向けた検討を進めること。 義務教育学校設置を検討するうえでは、小中一体型の校舎や文教ゾーンを生 かした周辺環境の整備、地域住民が学校活動に協力できる体制づくりについても、併せて検討すること。

３　小中一貫教育の取組み

（１）小高小学校・中学校の小中一貫教育の取組み

①小中一貫教育の実施

令和３年４月より、「南相馬市立小高小中学校チャレンジ構想　未来へつなげ！小高の学び～豊かな心と確かな学力を身に付け、夢に向かって努力する子どもの育成～」と題し、施設分離型の小中一貫教育を実施しています。

②教職員体制

・校長・教頭を除いた全教職員に兼務発令をしています。

③教育課程

外国語教育

・中学校英語教員の小学校での乗り入れ授業＊１を実施しています。

ふるさと教育

・小学校３年生から総合の授業において７年間を見通した、ふるさと「小高」の授業を実施しています。

④教職員の連携

・小学校における外国語学習を、中学校英語科教員の乗り入れ授業により実施しています。

・小学校における音楽の授業を、中学校音楽科教員の乗り入れ授業により実施しています。

⑤児童生徒の異学年交流

・ふるさと体験学習のほか、小学校運動会への中学生の参加や幼保小中高合同による避難訓練など、年間を通した学校間の異学年交流を実施しています。

・小学校６年生と中学１年生による小高区の地域人材を活用した体験学習を実施しています。

＊１　乗り入れ授業とは中学校教員が小学校で指導を行うこと、また、小学校教員が中学校で指導を行うこと。

義務教育学校となると、前期課程（小学校相当）と後期課程（中学校相当）の各教員が別課程で指導を行うこと。

（２）取組みの成果及び課題

小高小学校・小高中学校の小中一貫教育を実施している中で、最も効果が高いのが英語です。毎年実施している市学力調査では、これまで全国平均正答率を下回っていたものの、小中一貫校としての連携を進める中で徐々に全国平均正答率との差が小さくなってきており、令和６年度には、中学１年生及び２年生の正答率が全国平均正答率を上回る結果とな

りました。これは小学校からの英語の取組の効果が出ているものと捉えています。

小高小学校では、英語の音と文字の関係性を楽しく学ぶことができるフォニックス学習を令和４年４月より導入していること、また、外国語学習の時間には、中学校の英語科教員による授業を実施していることから、低学年のうちから英語学習の素地が育っているものと考えます。その結果、外国語の授業において英語での問いかけや指示にスムーズに反応する様子が見られるほか、外国からの来客に積極的に話しかけようとするなど、英語を聴き取り理解する力や英語によるコミュニケーション力の向上が見られます。

また、小高中学校においては、他校に先駆けて小学校でフォニックス学習を学んだ生徒が進学してきていることや体験型英語学習施設である東京グローバルゲートウェイ（略称：ＴＧＧ）での英語研修の実施により、英検（実用英語技能検定）を全校生徒が受検するなど、英語の学習意欲も高い状況です。

学校生活の面から見ると、小高小学校の児童は小高中学校に進学するため、各行事や授業を通じて小・中学校の教職員が連携することは、子どもたちの安心感にも大きく繋がるものであると考えます。

一方で、隣接しているものの施設一体ではないことから、乗り入れ授業に制限が生じたり、異学年交流の機会が限定されるなどの課題もあります。

４　本市が目指す教育環境

（１）南相馬市第三次教育振興基本計画基本理念に基づく教育

本市が目指す教育環境は「**自ら学び、自ら考え挑戦し、しなやかに生きぬく力を育むまち南相馬**」という南相馬市第三次教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）における基本理念に基づいており、具体的に目指すこどもの姿として「**未来を切り拓き、強みを生かし自分らしく豊かに生きぬくこども**」を掲げています。

（２）適正化計画に基づく教育環境

基本計画の下位計画に位置する適正化計画では、「子どもたちが**義務教育における集団活動を通して、協調や対立、共感や反発など、多種多様な人間関係を体験し学ぶことにより、社会性・協調性・集団性を培い、成長を遂げていく**ものです。そのためには、様々な見方・考え方や経験を持っている**友達との出会いが大切であり、互いに学びあい、高めあうなど切磋琢磨する教育環境**を目指す」としています。

また、「**小学校の統合後の学区が中学校の学区と同程度になる地域は、小中一貫教育の導入を積極的に検討する**」としており、令和７年５月には、「学校適正化における小中一貫教育導入に関する基本的な考え方」として、「**小中一貫教育を導入する場合は、９年間の義務教育課程において、より効果が期待できる義務教育学校の設立を目指し、検討を進める**」方針を決定しました。

（３）義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校について

①義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の比較

義務教育学校とは平成２７年の学校教育法改正により、平成２８年度から制度化され、これまでの「小学校」「中学校」に加え、新たな学校種として位置づけられました。「小中一貫型小学校・中学校（小中一貫校）」も小中一貫教育の１つであり、主に以下のような違いがあります。

		義務教育学校		小中一貫校（小中一貫型小学校・中学校）併設型小学校・中学校	
施設の形態		施設一体型	施設分離型	施設一体型	施設分離型
修業年限		９年 （前期課程６年、後期課程３年）		小学校６年、中学校３年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織		それぞれの学校に校長、教職員組織	
免許		原則　小学校・中学校の両免許状を併有 ※当面の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能		所属する学校の免許状を保有	
教育課程		・９年間の教育目標の設定 ・一つの学校として９年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		・９年間の教育目標の設定 ・９年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程を編成し、小学校と中学校にて連携	
特色	独自教科の設定	○	○	○	○
	乗り入れ授業	◎	△移動に課題	○調整に課題	△移動、調整に課題

同じ施設体系（施設一体型）でみると、義務教育学校と小中一貫校（小中一貫型小学校・中学校）では大きな違いはなく、一般的に言われるメリット・デメリットもほぼ同じのものとなりますが、最も大きな違いは組織・運営面にあると言われています。

義務教育学校であれば、教員組織が一つであるため、一体化意識の醸成がしやすく、**小学校・中学校の枠組みを超えたよりきめ細かな教育**が期待できます。

②施設一体型義務教育学校で期待できる効果

ｉ）一つの学校組織として９年間を見通した教育活動が可能

⇒　１人の校長先生のリーダーシップのもと、９年間を見通した教育目標を掲げ、教職員は小学校・中学校の分け隔てなく児童生徒の指導にあたることができます。

ⅱ）発達段階に合わせたきめ細かな指導が可能

⇒　小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容について長期的な視点に立ったきめ細かな指導が可能になります。また、長期的な視点で接することで、その子の特性を理解しかかわりを持つことができることから、個別最適な学びにつながる効果が期待できます。

ⅲ）多様な教職員や異学年の友達との関係性

⇒　多様な教職員や異学年の友達とより密接にかかわることで、学習活動の充実や社会性の育成につながることが期待されます。

ⅳ）「中一ギャップ」の軽減が図れる

⇒　中学校への進学時、新しい環境や学習に馴染めず、いわゆる「中一ギャップ」が起きやすいと言われています。成長段階においては、段差を無くすことではなく、発達段階に合わせた次のステップが必要になりますが、子どもたちへの理解を、小・中の枠を超えて深めることで、子どもたち安心して学校生活を送ることが可能になります。さらに、学年が上がっても、同じ学校に自分のことをよく知っている先生がいることで、安心感につながるものと考えます。

③義務教育学校の課題と対応策

ｉ）校長及び教職員の負担

⇒　児童生徒数や教職員が増加することで、その指導・管理等において校長の業務量が増えることが想定されますが、義務教育学校では、副校長の配置なども行えることから、校長のサポート体制を整えることが可能です。

義務教育学校開設当初については、調整する事項等も出てくることから、一時的に業務量が増えることが想定されますが、都度、調整を行うことで対応が可能です。

また、小学校の先生と中学校の教職員が同じ学校の職員として働くことから、マンパワーの確保にもつながります。

ii ） ９年間同じ学校で過ごすことによる人間関係の固定化

⇒ 日常的な児童生徒の異学年交流、多くの教職員による見守りのほか、学校の地域開放等により多くの大人とかかわる機会を設けることで、多様な考え方に触れる機会を創出します。

iii ）小学校の卒業式がないことによる成長実感の機会の減

⇒ 義務教育学校となると、卒業式は９年生で行うため、６年生では卒業式はありませんが、節目の儀式として前期課程修了式を行うことが可能です。発達段階に応じた節目の行事を実施することで、成長を実感させることが可能です。

（４）小高区義務教育学校設置における考え

これまで、小高小学校・小高中学校では、令和３年４月より施設分離型の小中一貫教育を行ってきましたが、施設分離型であることから、施設一体型と比べ、小中一貫教育のメリットが見えにくい状況です。また、多様な考えに触れ、周りの人たちと協働しながら様々なことに挑戦していく子どもを育てるため、学校生活においては多様な教職員や異学年の友達との密接なかかわりにより、学習活動の充実や社会性の育成が期待できることから、ある程度の集団が望ましいと考えます。

このようなことから、６ページに記載の「基本計画」基本理念及び「適正化計画」に基づき、更なる教育環境の充実を図るため、市教育委員会では、児童生徒の発達段階に応じた柔軟な指導や専門性の高い授業の展開、「中一ギャップ」の軽減の効果などが期待されるなど、教員組織が一つで明確な指揮系統と教職員の一体感のもと、小高小学校・小高中学校の９年間を通じた学びを充実させ、学校の魅力や特色をさらに伸ばし育むため、「施設一体型の義務教育学校」の設立を目指し、検討を進めます。

なお、隣接するおだか認定こども園から小高小学校・小高中学校までの連携を図り、小高ならではの特色や魅力ある教育環境の充実を図ることで、帰還促進や移住検討者の移住促進につなげます。

5　小高小学校・小高中学校の現状

（１）小高小学校校舎等の施設の現状

小高小学校の校舎は平成４年から５年にかけて建設されました。築３０年以上経過していますが、平成２９年度に小高小学校を再開する際に大規模改造工事を実施しています。

鉄筋コンクリート造の校舎の目標耐用年数は８０年となっていることから、施設の長寿命

化を図るため、将来的に長寿命化工事＊２が必要になります。

一方、グラウンドの人工芝生化や施設のバリアフリー化も進められています。

また、防災の観点からは、津波浸水区域外に位置するものの、大雨の浸水想定区域の０～3.0m未満の区域に入っています。しかし、大雨等についてはある程度事前に予測が可能であるため高台への避難等の対応が可能であること、また、急な大雨については、垂直避難が可能であり、安全上の問題は低いと判断します。

＊２　老朽化した建物について、物理的な不具合を直し建物の耐用年数を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準にまで引き上げる改修工事。
（文部科学省　学校施設の長寿命化改修の手引きより：平成 26 年度策定）

【施設のレイアウト】

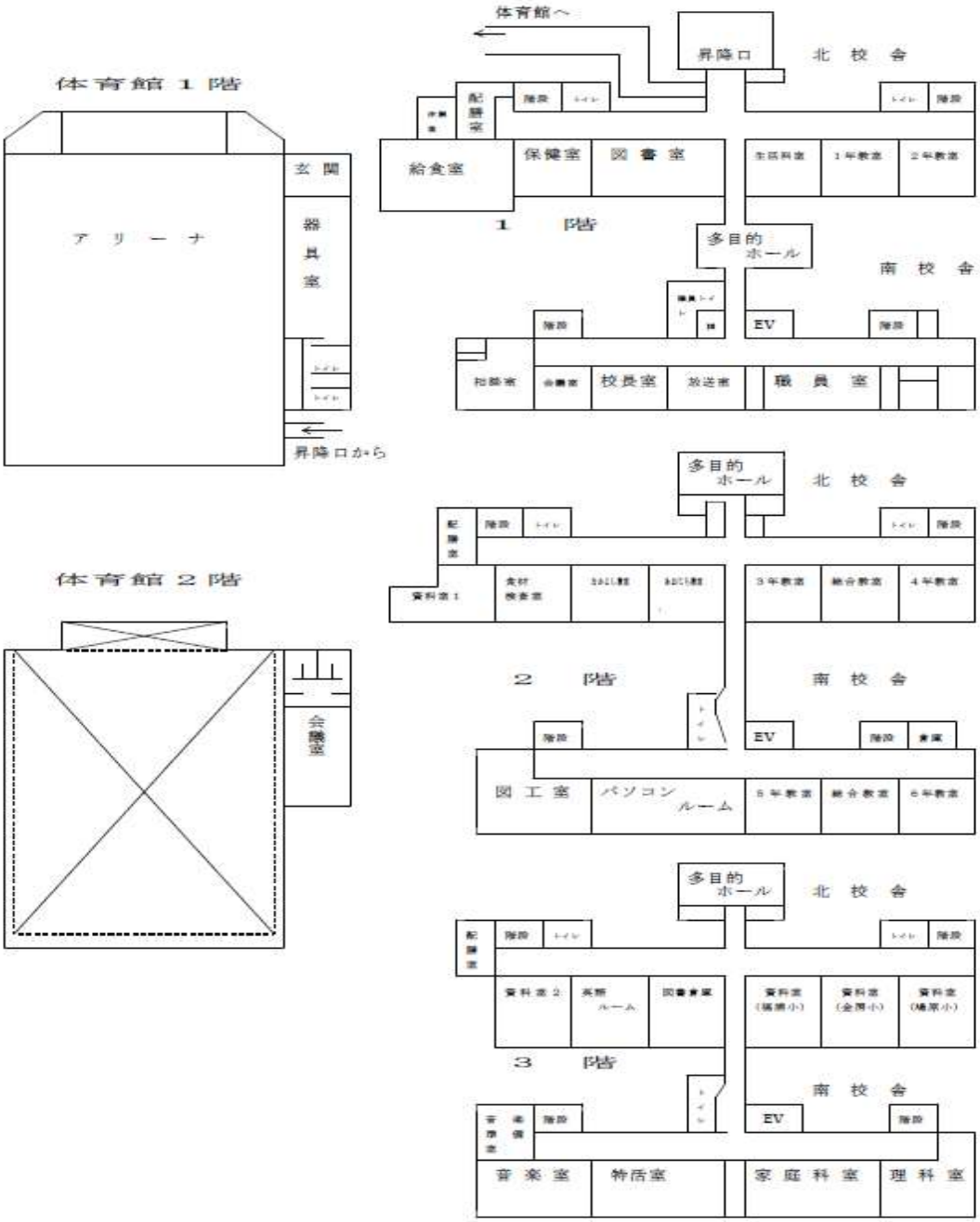

（２）小高中学校校舎等の施設の現状

小高中学校の校舎は昭和４７年から５０年にかけて建設されました。築５０年以上経過していますが、平成１８年度から２０年度にかけて大規模改造工事を実施しています。鉄筋コンクリート造の校舎の目標耐用年数は８０年となっているため、近々、長寿命化を図るため、長寿命化工事が必要になります。

施設については、バリアフリー化がされています。

また、防災の観点からは、津波浸水及び大雨の浸水想定区域外に位置しており、体育館については避難所として指定されており、今後、エアコンの設置も予定しています。

【施設のレイアウト】

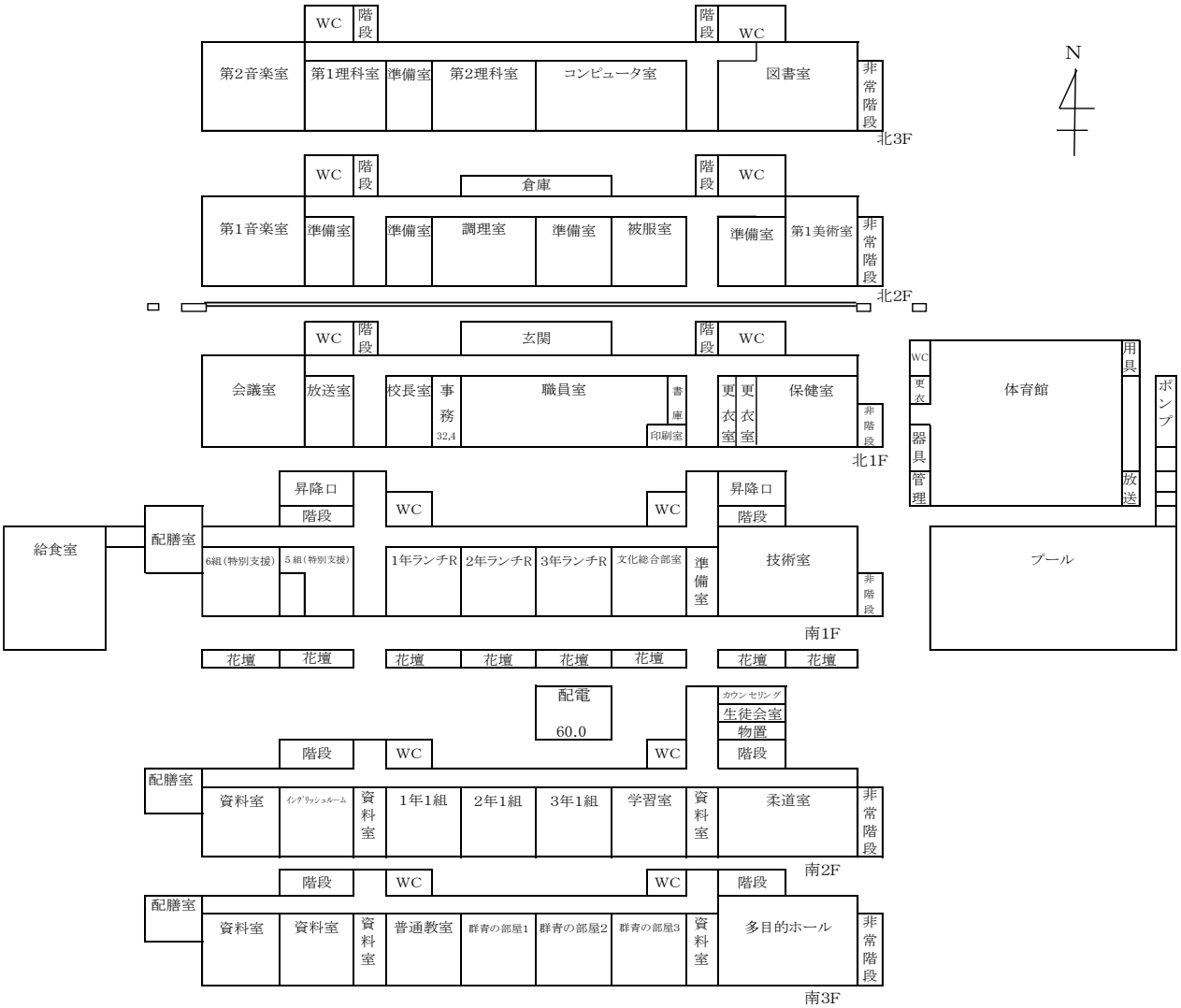

«小高小学校・小高中学校の主要施設概要»

【構造について】ＲＣ：鉄筋コンクリート造　Ｓ：鉄骨造　FRP：繊維強化プラスチック

学校名	敷地面積（㎡）	建物概要（Ｒ7.5.1現在）								
		建物名	構造	階数	面積	建築年月			築年数	耐震性
小高小	21,983	北校舎	ＲＣ	3	3,012	H	4	5	33	○
		南校舎	ＲＣ	3	2,248	H	5	3	32	○
		体育館	S	2	1,373	H	6	3	31	○
		プール	FRP	-	25m×17m 6コース	H	6	3	31	-
小高中	37,077	南校舎西	ＲＣ	3	1,154	S	47	9	52	○
		南校舎東	ＲＣ	3	1,682	S	49	12	50	○
		北校舎	ＲＣ	3	2,539	S	50	1	50	○
		体育館	S、RC	1	1,350	S	51	3	49	○
		プール	ＲＣ	-	50m×17.5m 7コース	S	51	11	48	-

６　保護者意識調査の結果

基本方針を策定するにあたっては、令和７年９月２７日（土）に小高小学校・小高中学校合同保護者懇談会（未就学児含む）を開催し、その後実施された保護者意識調査では、主に次のような意見、考え方が見られました。

（１）最終回収結果

No.	区分	調査対象者	対象世帯	有効回答世帯	有効回収率
1	在籍児童保護者	小高小学校に在籍する小学１年生から小学６年生の保護者（世帯）	６１	５４	８８.５
2	在籍生徒保護者	小高中学校に在籍する中学１年生から中学３年生の保護者（世帯）	２９	１３	４４.８
3	未就学児保護者	小高小学校、小高中学校の通学区域に居住する未就学児（６歳以下）の保護者（世帯）	４０	２８	７０.０
合　　計			１３０	９５	７３.１

※回答があった世帯のうち１世帯は児童・生徒の保護者であるが、未回答のため、「在籍児童保護者」としてカウントしている。

（２）小高小学校・小高中学校の今後の方針について

在籍児童の**在籍児童・生徒、未就学児の7割以上**の保護者が「小高小学校・小高中学校による施設一体型義務教育学校の設立」との方向性について、「賛成」「どちらかというと賛成」と回答しています。

（回答世帯１３０件のうち、７０件（７３.７％））

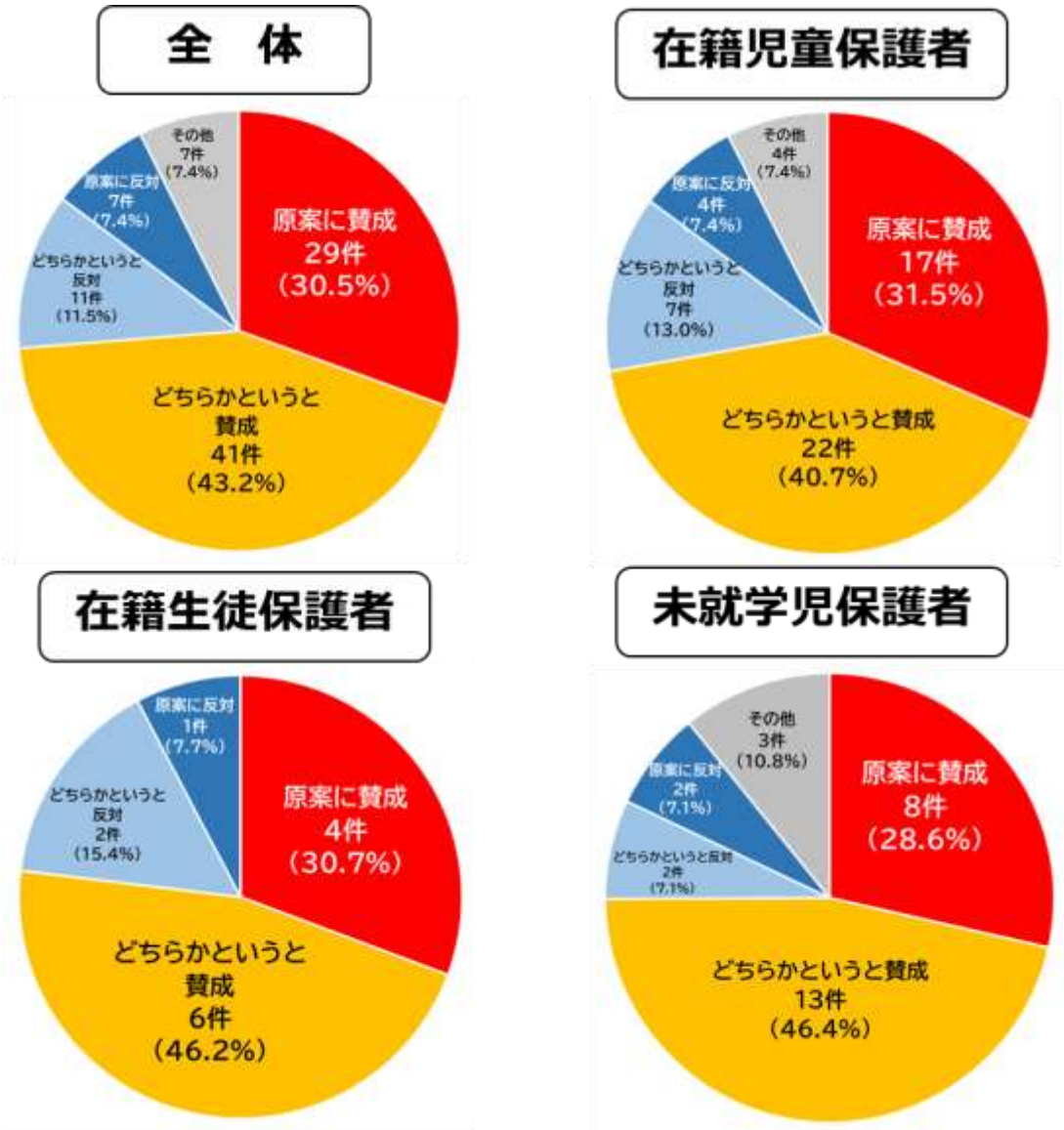

※「賛成」「どちらかと言えば賛成」と回答した主な理由は次の通りです。

・より効果的な義務教育９年間を通した一貫した教育が可能になるから。

・より小学校から中学校への接続が円滑になるから（中１ギャップの軽減）。

・より異学年交流による社会性の向上が図られるから

※「原案に反対」「どちらかと言えば反対」と回答した主な理由は次の通りです。

・小中一貫校とはいえ、小学校と中学校は別々の方が望ましいから。

・小学校の卒業式がないことによる成長実感の機会が減るから

・９年間同じ学校で過ごすことによる人間関係の固定化が懸念されるから。

（３）施設を一体化する際の校舎の位置について

在籍児童の７割以上、在籍生徒、未就学児の６割以上の保護者が施設を一体化する際の校舎として「小高小学校」と回答しています。

（７０件のうち、５０件（７１．４％））

※「小高小学校・小高中学校による施設一体型義務教育学校の設立」との方向性について、「賛成」「どちらかというと賛成」と回答した方のみ回答。

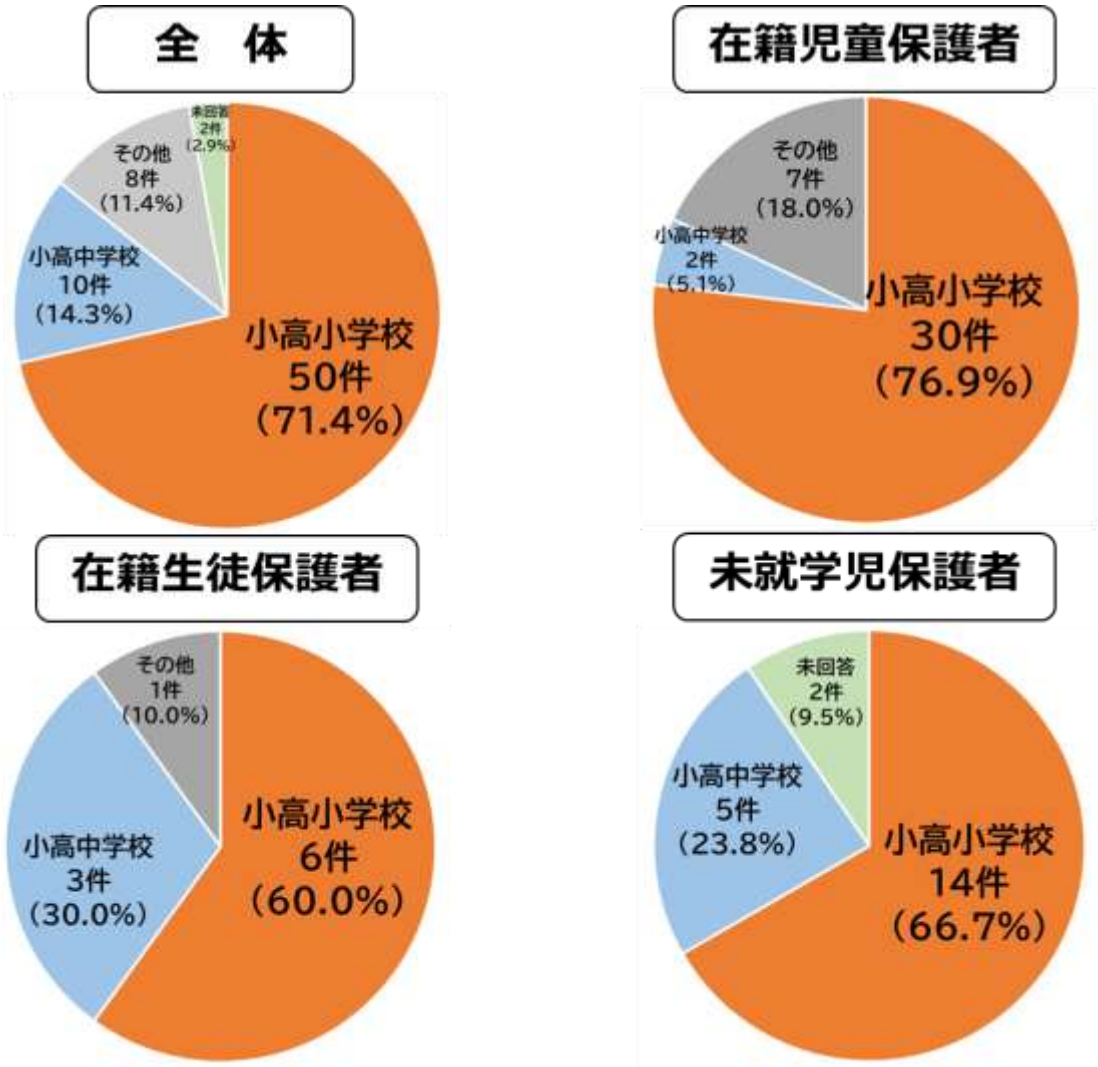

※「その他」と回答した主な理由は次の通りです。

・小学校利用で良いと思うがプール等は中学生にとっては手狭なので幅広活動を望む。

・校舎は比較的新しい小学校で良いと思いますが、中学校のグランド等は活用出来ればとは思う。

・津波が来た時などの想定で高台である中学校のほうが、安全ではないのか。

・災害時避難所になっている中学校が学習拠点だと引き渡しもスムーズだと思う。

・小高小学校と旧小高商業高校。

・元商業高校を解体し新たに作る。

（４）意識調査結果の内、その他（自由記載など）の結果について

①施設一体型の義務教育学校の設立となった場合に希望することについて

・小高小学校・小高中学校の特色や良さを継承してほしい。
・きめ細かな指導体制を維持してほしい。
・地域と学校のつながりを維持してほしい。

②現在の小高小学校・小高中学校の教育環境の魅力や小高区の特色について（教育環境に係る内容）

・小高中学校の体育館やプールを維持してほしい。
・外国語教育やブリティッシュヒルズ宿泊体験を続けてほしい。
・中学生の運動会参加はとても盛り上がる。
・地域交流やさまざまな行事への参加。

③施設一体型義務教育学校についての意見（教育環境に係る内容）

・中学校の運動系の部活が少ないので力を入れてほしい。
・支援学級をお願いします。
・児童数が少ないとはいえ、施設は別々にしたほうが良いと思う。
・一学年１クラスの状況で施設一体型は望ましくないと思う。

④その他自由記載で見られた意見等

・学区外からの受け入れを行ってほしい。
・小学校の卒業式的な形式の節目があってほしい。
・いい加減にして欲しいです。原案には断固反対です。保護者や子供達が納得がいくような話し合いの場もっと設けてほしい。私達の知らないところで勝手に話を進めていってほしくない。

７　今後の小高小学校・小高中学校のあり方

保護者意識調査や、検討準備協議会で検討した結果を踏まえた、市教育委員会が目指す教育環境の実現のために考える今後の小高小学校と小高中学校のあり方については次のとおりです。

（１）学校種

「　　」　※協議事項１の協議結果を反映予定

理　由

※協議事項１の協議結果を反映予定

（２）義務教育学校の位置

「　　」　※協議事項２の協議結果を反映予定

所在地：

理　由

※協議事項１の協議結果を反映予定

（３）義務教育学校の通学区域

「　　」　※協議事項２の協議結果を反映予定

理　由

※協議事項２の協議結果を反映予定

（４）目標開校年度

「　　」　※協議事項３の協議結果を反映予定

理　由

※協議事項３の協議結果を反映予定

（５）その他基本的事項

義務教育学校の「教育理念」、「教育環境整備」、「学校名」等の基本的事項については、検討準備協議会で検討を行い、その検討結果を尊重するものとします。

※検討準備協議会の構成メンバー

No.	設置要綱上の区分	構成メンバー
1	地域の代表者	小高区行政区長会　中部地区区長会長
2		小高区行政区長会　西部地区区長会長
3		小高区行政区長会　東部地区区長会長
4	対象校のＰＴＡ代表者	小高小学校ＰＴＡ会長
5		小高小学校ＰＴＡ副会長
6	対象校のＰＴＡ代表者	小高中学校ＰＴＡ会長
7		小高中学校ＰＴＡ副会長
8	対象校の通学区域に居住する未就学児の保護者の代表者	おだか認定こども園保護者会長
9		おだか認定こども園保護者副会長
10	対象校の代表者	小高小学校　校長
11	対象校の代表者	小高中学校　校長

（６）今後の進め方

今後の進め方としては子どもの教育環境の充実を第一に考え、地域の代表者、小高小学校、小高中学校のＰＴＡ代表者、通学区域に居住する未就学児の保護者の代表者、小高小学校、小高中学校の代表者で構成する「検討準備協議会」を中心に、いくつかの「専門部会」を下部組織として設け、検討していきます。

また、検討していく際には、１２ページより記載している保護者意識調査でいただいた意見等を含め、地域や保護者の皆様の意見や要望を踏まえ検討してまいります。

8　参考

（１）市内児童生徒数の推移・将来推計

«市内児童生徒数の推移»

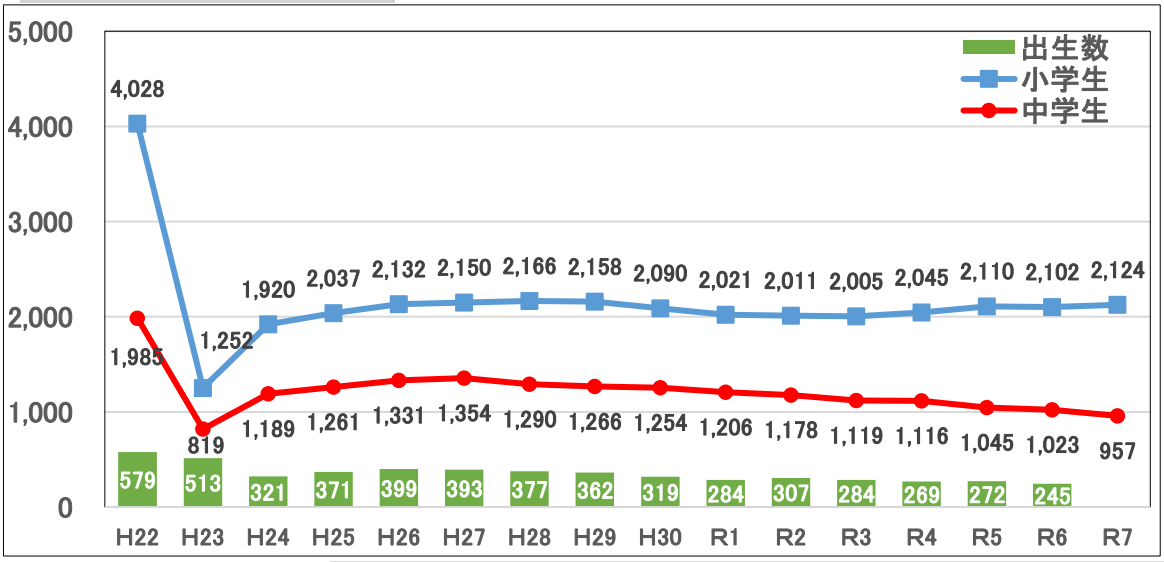

（出典：「出生数」福島県現住人口調査年報(各年 12 月 31 日時点)
「児童生徒数」市教育要覧(各年 5 月 1 日時点）

市内の出生数は少子化の影響などにより減少しており、1 年間の出生数は令和 3 年以降 300 人を下回っている状況です。

小学校の児童数は、震災前の平成 22 年度は 4,028 人でしたが、令和 7 年度は 2,124 人と 1,904 人減少（約 47%減）しています。

また、中学校の生徒数も、震災前の平成 22 年度は 1,985 人でしたが、令和 7 年度は 957 人と 1028 人減少（約 52%減）しています。

«市内児童生徒数の将来推計»

A：住民登録データによる将来推計※1

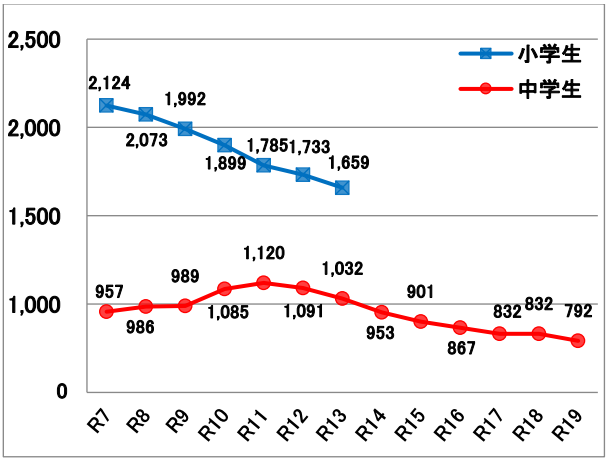

B：実際の居住データによる将来推計※2

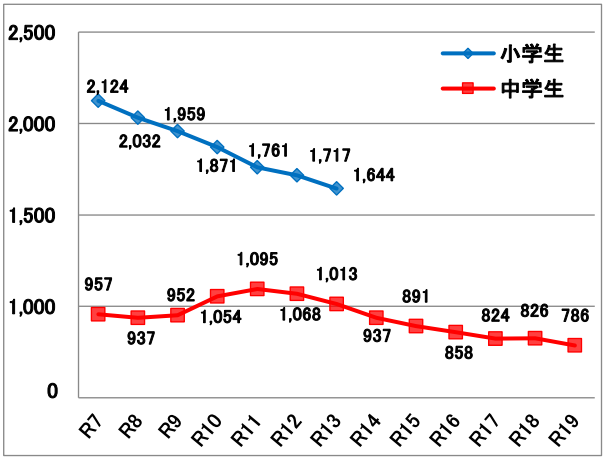

※1）住民登録データによる将来推計　住民全体の住民票を管理する公簿「住民基本台帳」に登録されたデータによる将来推計。
※2）居住データによる将来推計　南相馬市が管理している「避難者等情報データ」に登録された実際の居住データによる将来推計。
※3）将来推計値　「住民登録データ」・「居住データ」ともに、令和 7 年 4 月 1 日時点で実際に出生している子どものデータを基にしており、小学生は令和 13 年度まで、中学生は令和 19 年度までとなっている。
※4）グラフの見方　A・B 両グラフともに、令和 7 年度は実数、令和 8 年度以降は「※3）将来推計値」を使用している。

市内の小学校児童数の将来推計では、Ａの住民登録データ及びＢの実際の居住データともに減少する見込みとなっており、令和 13 年度の推計値では、令和 7 年度と比較し、A･B ともに 400 人以上（22～23%）減少する見込みです。

また、中学校生徒数の将来推計においても、Ａの住民登録データ及びＢの実際の居住データともに減少する見込みとなっており、令和 19 年度の推計値では、令和 7 年度と比較し、A･B ともに 100 人以上（17～18%）減少する見込みです。

Ａの住民登録データとＢの実際の居住データに差異が生じる主な要因は東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により現在も児童生徒の避難生活が継続していることによるものです。

（２）小高区児童生徒数の推移･将来推計

«小高区児童生徒数の推移»

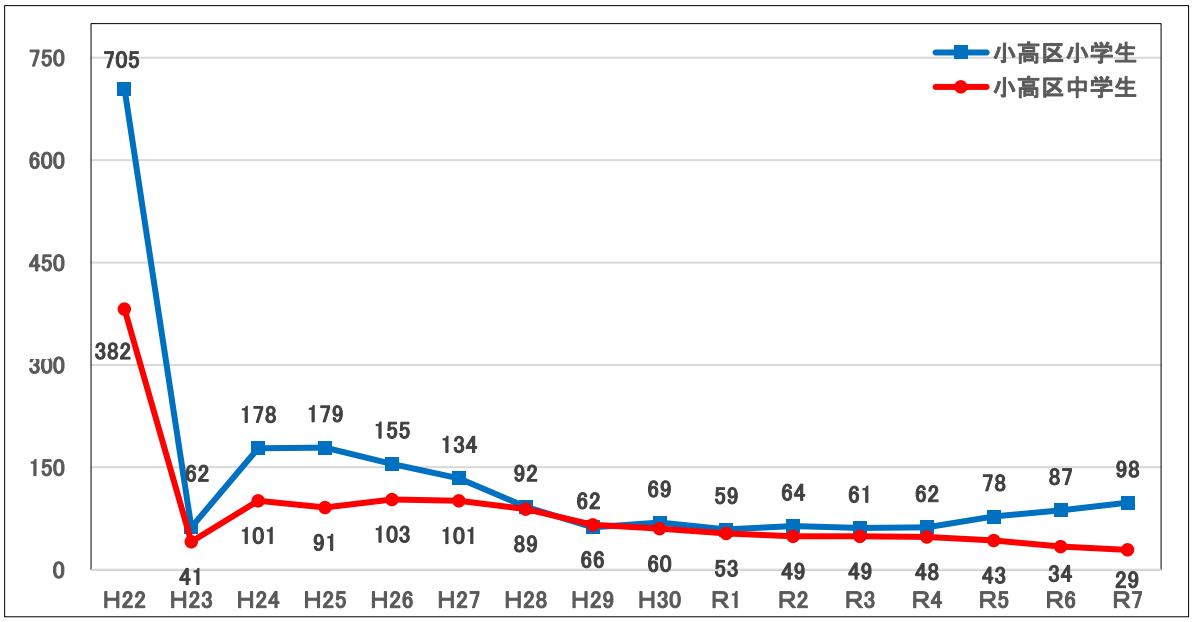

（出典：「児童生徒数」市教育要覧(各年 5 月 1 日時点）

小高区内小学校の児童数は、震災の影響により減少した後、回復傾向は 2 年のみで、その後、深刻な減少傾向が続いていました。令和 5 年度からは再び回復傾向に転じておりますが、震災前の平成 22 年度の 705 人と比較すると、令和 7 年度は 98 人と 607 人減少（約 86%減）しています。

また、中学校の生徒数は、仮設校舎運営時（平成 28 年度）までは、全生徒 100 人前後を維持していましたが、本校舎運営開始後（平成 29 年度）は減少が進み、令和 7 年度においては、震災直後の平成 23 年度の生徒数よりも下回っております。震災前の平成 22 年度は 382 人でしたが、令和 7 年度は 29 人と 353 人減少（約 92%減）しています。

«小高区児童生徒数の将来推計»

A ：住民登録データによる将来推計※1

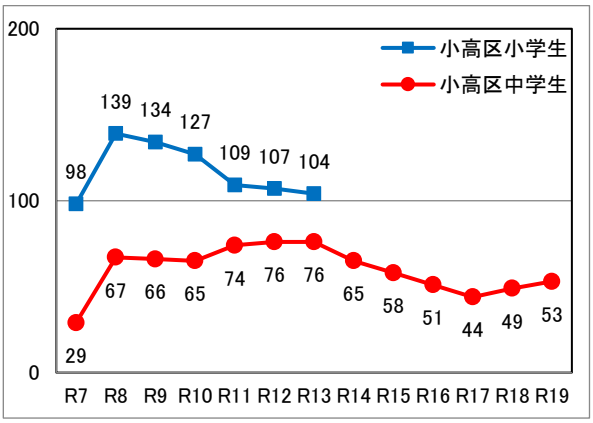

B ：実際の居住データによる将来推計※2

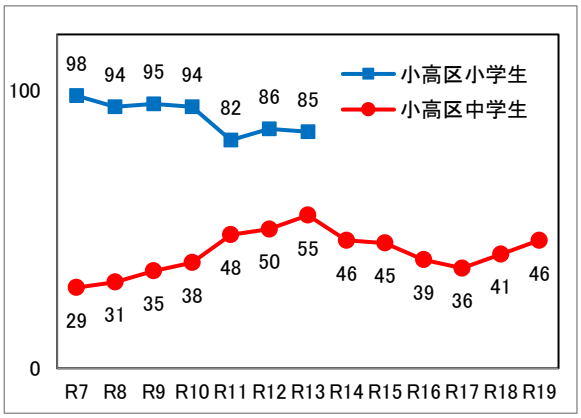

※1）住民登録データによる将来推計　住民全体の住民票を管理する公簿「住民基本台帳」に登録されたデータによる将来推計。
※2）居住データによる将来推計　南相馬市が管理している「避難者等情報データ」に登録された実際の居住データによる将来推計。
※3）将来推計値　「住民登録データ」・「居住データ」ともに、令和 7 年 4 月 1 日時点で実際に出生している子どものデータを基にしており、小学生は令和 13 年度まで、中学生は令和 19 年度までとなっている。
※4）グラフの見方　A・B 両グラフともに、令和 7 年度は実数、令和 8 年度以降は「※3）将来推計値」を使用している。

小高区小学校児童数の将来推計では、A の住民登録データの令和１３年度の推計値では、令和 7 年度と比較し、104 人と 6 人増加（約 6%増）する見込みでありますが、B の実際の居住データでは、85 人と 13 人減少（約 13%減）する見込みです。

また、中学校生徒数の将来推計では、A の住民登録データでは、減少と増加を繰り返し、令和１９年度の推計値では、令和 7 年度と比較し、53 人と 24 人増加（約 83%増）する見込みであり、B の実際の居住データでも、46 人と１7 人増加（約 59%増）する見込みです。

（３）小高小学校及び小高中学校の児童数の現状と将来推計

«小高小学校・小高中学校の児童数の将来推計»

Ａ：住民登録データによる将来推計

小高小学校							R7実績入り
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R7	18	18	22	12	18	10	98
R8	18	18	18	22	12	18	106
R9	19	18	18	18	22	12	107
R10	14	19	18	18	18	22	109
R11	11	14	19	18	18	18	98
R12	24	11	14	19	18	18	104
R13	18	24	11	14	19	18	104

Ｂ：実際の居住データによる将来推計

小高小学校							R7実績入り
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R7	18	18	22	12	18	10	98
R8	12	18	18	22	12	18	100
R9	16	12	18	18	22	12	98
R10	11	16	12	18	18	22	97
R11	9	11	16	12	18	18	84
R12	21	9	11	16	12	18	87
R13	16	21	9	11	16	12	85

小高中学校				R7実績入り
	中1	中2	中3	合計
R7	8	11	10	29
R8	20	8	11	39
R9	24	20	8	52
R10	21	24	20	65
R11	29	21	24	74
R12	26	29	21	76
R13	21	26	29	76
R14	18	21	26	65
R15	19	18	21	58
R16	14	19	18	51
R17	11	14	19	44
R18	24	11	14	49
R19	18	24	11	53

小高中学校				R7実績入り
	中1	中2	中3	合計
R7	8	11	10	29
R8	11	8	11	30
R9	15	11	8	34
R10	12	15	11	38
R11	21	12	15	48
R12	17	21	12	50
R13	17	17	21	55
R14	12	17	17	46
R15	16	12	17	45
R16	11	16	12	39
R17	9	11	16	36
R18	21	9	11	41
R19	16	21	9	46

※令和７年度の児童生徒数は実数。当該実数を令和８年度以降の該当学年に転記。

小高区義務教育学校設置基本方針

令和７年　月
発行：福島県南相馬市教育委員会
編集：福島県南相馬市教育委員会事務局教育総務課
〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町 2-27
TEL　0244-24-5282　FAX　0244-23-7782
MAIL kyoikusomu@city.minamisoma.lg.jp